

令和2年度第3回 流山市環境審議会 議事要旨

日 時： 令和2年10月9日（金）14時00分～16時00分

場 所： 流山市役所第1庁舎3階 庁議室

出席委員：

朽津和幸委員、赤坂郁美委員、金森有子委員、佐藤秀樹委員、和田まつゑ委員、須賀武司委員、新保國弘委員、和田登志子委員、横田輝雄委員、井上菊夫委員、高橋信行委員、今井泰彦委員

事務局：

大島環境部長、小野環境部次長兼クリーンセンター所長、伊原環境政策課長、阿部環境政策課長補佐、房野環境政策係長、林環境保全係長、関根主任主事、榎田主事

傍聴者：

なし

議 題：

- （ア）第4期流山市地球温暖化対策実行計画の目標と取組について
- （イ）流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正の答申（案）
- （ウ）その他

資 料：

第4期流山市地球温暖化実行計画に関する資料

資料1 第4期流山市地球温暖化実行計画スケジュール

資料2 第4期流山市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）案

墓地等の経営の許可等に関する条例改正に関する資料

資料1 墓地等の経営の許可等に関する条例改正の考え方（案）

資料2 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例

資料3 市内空き墓地調査状況

資料4 第2回環境審議会へのご意見概要と市の考え方

資料5 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正答申（案）

発言者	要旨
(議題ア) 第4期流山市地球温暖化対策実行計画の目標と取組について(資料1・2)	
事務局	<p>スケジュールの変更について、今回の審議会により答申案をまとめ10月末に答申を行いたい。</p> <p>第4期流山市地球温暖化対策実行計画の目標と取組について説明</p> <p>第5章温室効果ガスの総排出量の削減目標について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流山市では2027年度までに20万6千人程度まで増加するのではないかとという予測である。人口の増加に伴い事業活動が活発化し、エネルギーをより使用していく。2025年度までに小中学校4校の建設予定がある。温室効果ガスの増加要因となる。 ・新たな取組を実行しなかった場合の2025年度の温室効果ガスの総排出量は、2019年度から約540t-CO₂の増加が見込まれる。 ・廃棄物の焼却に伴う排出量については一般廃棄物処理基本計画に則り、2025年度に2019年度比で1,512t-CO₂の削減(6.54%減)を目指す。廃棄物の焼却以外による排出量については2025年度に2019年度比で3,683t-CO₂の削減(30.1%減)を目指す。これにより、温室効果ガス総排出量5,195t-CO₂の削減(14.7%減)を目標とする。 ・排出要因別の削減目標として、燃料使用量、電気使用量、廃棄物の焼却、その他と区分分けしている。燃料使用量からの温室効果ガス排出量は、2019年度4,217t-CO₂から4.2%削減し2025年度に4,039t-CO₂を削減目標とする。他の要因の削減率と比べ数値が小さいのは、新設の施設が増加することで都市ガスの利用が増加することが見込まれる、公用車の切り替え時期に電気自動車にかえたり、クリーンセンターでのごみ焼却の際の助燃材を灯油から都市ガスに切り替えた

りすることで削減できると考えている。電気使用量については、7,885 t-CO₂から44.4%削減し4,384 t-CO₂を目標とする。これについては庁内で使用している電気の一部を排出係数が0の再生可能エネルギーを使用している電気に切り替えることで大きく削減することが見込める。廃棄物の焼却については23,110 t-CO₂から6.5%削減し21,598 t-CO₂を目標とする。その他については、128 tから124 tにすることを目標とする。廃棄物の焼却については、今まではごみを燃やした時の水蒸気量から排出量を算出していましたが、今回から台貫で測った実測値で算出するようにする。

第6章重点プロジェクトについて説明

- ・ 公用車と再エネ充電設備の普及促進
- ・ 再生可能エネルギーの導入推進…排出係数ゼロのクリーン電力の導入。太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の導入促進。
- ・ 廃棄物処理施設の省エネ化とごみの焼却量削減…機器等の更新の際には従来より高効率のものを導入し省エネ化を図る。灯油から都市ガスへ切り替える。年間100 tのプラスチック削減が必要であり、年少人口を除く市民1人当たり年560 g程度(Lサイズのレジ袋を1か月当たり6枚程度)のプラスチックを削減することが求められる。ごみを出さない消費行動の啓発、ごみの発生抑制、分別の徹底によるプラスチックの削減を市民に求めていく。
- ・ 緑化の推進…グリーンカーテンなどの壁面緑化、年間植樹本数平均500本以上を目指す。
- ・ 情報化の推進…流山市情報化推進計画に則り、ICT化による業務の効率化、行政手続のオンライン化、一部の事務の電子化。
- ・ 省エネルギー対策…電気・燃料・用紙等の省エネルギー

	<p>一・省資源化の継続的推進を行う。市有施設の更新や大規模改修の際は環境配慮型の施設にする。E S C Oのさらなる展開の検討。</p> <p>・職員が取り組む対策…機器の適切な使用での節電に努める。研修によって環境負荷軽減の意識啓発を図る。</p>
新保会長	事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。
井上委員	目標が実現出来れば良いなと思う。全体の総排出量を14.7%削減する目標の実現可能性はどうか。人口増加した分のごみの排出量を市民一人一人が減少させることで相殺されるかもしれないが、他に廃棄物処理施設の省エネ化の予定は具体的にあるのか。
小野次長	クリーンセンターでは、施設の改修で長寿命化を考えている。環境省の補助金を受けて施設改修をしていく、その中で温室効果ガスの排出量を5%以上の削減が求められている。また、現在の施設は助燃材として灯油を使用しているが高効率の都市ガスにかえていくことを考えている。
井上委員	都市ガスにかえれば計画値のように減少できるということか。
新保会長	今回の実行計画については、5年間の人口増を加味して算出した数値であり計画である。
小野次長	燃料をかえたからごみが削減できるわけではない。
井上委員	過去の計画では目標達成できなかったわけであるが、今後人口が増加していくなかで施設の改修等が確実に行われ、それによって排出量が確実に減少していくということがないと目標の達成が難しいのではないかと思う。
事務局	廃棄物の焼却以外で温室効果ガス排出量が多いのが電気使用量である。一番削減可能性があるのが電気使用量であり、排出係数がゼロの電気に切替えることで電気使用に関する温室効果ガス排出量が約半分まで削減できる。ここを達成することで、全体の目標である14.7%に近づけることが出来るのではないかと思う。

新保会長	<p>目標が達成できるかは、5年後の結果ということであって、目標としてそこを目指していくということではないか。</p> <p>事務局からの説明のとおり、電力の切替えを行うことで目標達成を目指すということか。</p>
事務局	<p>電力会社でも再生可能エネルギーを導入しているところと契約することで、排出量削減が見込まれ実現不可能な数字ではないのかと思う。</p>
横田委員	<p>ごみ排出量はコロナの影響により増加傾向にあるが、プラ混入率が下がってきているので温室効果ガス排出量は減少している。このままの状況が続けば、地球温暖化実行計画の目標値に近づけられるのかと思う。CO₂排出量については、電力使用量と燃料使用量を計算しなくてはならない。クリーンセンターには、月別の消費量をホームページに掲載していただきたい。</p>
小野次長	<p>月別の電力使用量と燃料使用量についてはホームページにて公開している。</p>
新保会長	<p>ごみ焼却の方にはばかり話がいくと別の審議会でごみ焼却については審議しているので、環境審議会ではどこを議論しなくてはならないのかをお考えいただきたい。</p>
今井委員	<p>計画については、この方向性で良いと思う。削減率の数値が4.2%削減とか44.4%削減とか積み上げで目標を立てているためか、細かい数字になっているので切りの良い数字が良いのではないか。</p>
新保会長	<p>国や県の目標値を参考に桁数をなおし、桁数を全て統一した方がよい。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
和田（登）委員	<p>P11の図5-1について、縦軸を0から始まるようにした方がよい。増加要因排出量の数字が見えないので見えるようにした方がよい。グラフを見やすくした方がよい。各重点プロジェクトでどれぐらい削減出来るかを入れられるのであれば入れた方がよい。</p>

事務局	改善する。
横田委員	取手市が気候非常事態宣言をした。様々な市で2050年に二酸化炭素排出量実質ゼロを掲げている。流山市においては廃棄物の焼却以外の排出量が2025年に2019年度比で30.1%の削減とのことであるが、エネルギー消費量については再生可能エネルギーにおきかえられるという考えをもって数値を再考できないか。市の考えはどのようなものであるか。
伊原課長	今回の計画を作成するにあたって50%削減で目標を担当に提案した、削減目標を積み上げた結果、電気使用量については大きく削減出来そうであったが、都市ガスが現状削減することが難しい状況である。都市ガスについては、技術革新がないと削減が難しい。その結果、30%削減でやむを得ないと考える。
新保会長	修正箇所の確認をする。10ページの有効数字を揃えるように、11ページのグラフを修正するように。
事務局	修正する。
和田（登）	10ページ以降の数値の後のCO ₂ の2を下付きに修正すること。12ページ以降を項目ごとにわけてわかりやすく書くこと。
事務局	修正する。
金森委員	表5-1の「その他」の目標削減率に%が入っていないが何か意図があるのか。
事務局	ほとんど削減されないため%を入れていなかったが、%を入れるよう修正する。
金森委員	もう設置してある太陽光発電設備の電気はどのように利用されているか。
事務局	一番多いのが屋根貸しをしているパターンが多い、その場合は設置者が電気を売電している。自家消費をおこなっている施設もあるが割合は少ない。
金森委員	市民が努力して貢献できるところはごみの部分である、だからこそ、市職員が取組みずらいところである。なの

	<p>で、P 1 3 に市民に啓蒙しますといれて、繰り返し市民に伝えていった方がよいのではないか。</p> <p>廃棄物処理と温暖化の計画で数値目標についてお互い議論して決定していく必要がある。今回の計画で反映されないのはしょうがないと思うが、今後の計画ではそれぞれの計画の視点から決定された数値を利用する必要があると思う。そのために、例えば合同会議を開いたりしてお互いの意見をまとめるような体制作りを市にはお願いしたい。</p> <p>P 1 の 4 行目は、環境省が和訳したものを引用しているかと思う、引用元を記入したほうがよい。</p>
新保会長	P 1 については引用文献を書くように。
事務局	修正します。
高橋委員	市役所だけでは目標を達成することが難しいと思う、市民にお願いしないといけないことを記入してもよいのではないか。P 1 3 のごみ減量のための具体的な手段等を記入したほうが良いのではないかと思う。
朽津委員	<p>市役所の実行計画ではあると思うが、この計画を市民が見て市の取組みを真似することもあるかと思う。市が行う取組みをわかりやすい表現にしてどのような取組みをしているかを市民に伝える必要がある。</p> <p>F I T 法のところが特にわかりづらいので、わかりやすい表現するようにしたほうがよい。</p>
事務局	表現を見直す。
新保会長	P 1 3 ページに市民への啓蒙を入れた方がとのことであったが、現在は啓発という言葉が一般的に使われているかと思うので、啓発という言葉を使うように。P 1 3 の啓発部分の追加については、市民が取組みたくなるような具体例を入れるようにしてほしい。
事務局	わかりました。
赤坂副会長	第 6 章の 1 から 3 項目までは数値等で点検していけるものであるのかと思うが、4 から 7 項目目はどういう形で

	<p>点検していくことになるのか気になった。 進捗管理の時に具体的に示せると良いと思う。</p>
新保会長	<p>重点プロジェクトの4から7項目についてはどのぐらい温室効果ガス排出量に寄与するのかわからないし、PDCAサイクルでチェックすることも難しいと思う。 チェックが出来るものと出来ないものとの重点プロジェクトを分けても良いと思う。 温室効果ガス削減の寄与率が高いものから順番に整理したほうが良い。 全体的な修正箇所があがったかと思うので事務局で整理し、内容訂正したものについては会長・副会長・事務局で確認するという事によろしいか。</p>
大島部長	<p>議題でご指摘のあった点については、事務局で修正し会長と副会長とご相談させていただく。 今回は事務事業編の計画の改定ということであり市役所で行う取組みをまとめた、今後の改定予定である区域施策編は市民の皆様にご協力いただく点もある。市役所が実行する計画内容をよりわかりやすくする。気候非常事態宣言については、区域施策編をまとめ宣言の有無を決めていきたい。</p>
新保会長	<p>大筋ではご承認いただいたということで、修正意見については会長・副会長・事務局に一任していただくということで良いか。 それでは、修正意見を入れたもので本案を環境審議会で答申する。</p>
<p>(議題イ) 流山市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正の答申(案)について</p>	
事務局	<p>第2回環境審議会は書面開催によっておこなった。 書面開催による各委員の意見については、論点表として提出していただき、資料4として配布している。 スケジュールについては、令和3年4月1日に条例を改正するため、本日の審議会をもって答申案をまとめる。</p>

	<p>市議会に説明した後、パブリックコメントを11月19日から12月18日のスケジュールで行う予定である。令和3年の3月議会に議案として提出し議決が得られれば、4月1日に条例施行となる。</p> <p>墓地等の経営の許可等に関する条例改正の考え方(案)について説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正の理由…市民が求める墓地の多様化や墓地に対する需要に対して、墓地新設・拡張を検討し、市へ相談・要望されるケースが生じている。要件緩和により市民の要望に応えるようにする。 ・改正の背景…市内の人口が増加し、墓地に対する価値観も墳墓型墓地から、樹木葬を求める人、永大供養を求める人など多様なものとなっている。市内の墓地の空き区画数は十分な数はあるが、寺院墓地については区画が不足している所も相当数あり、墓地の新設・増設の相談・要望がある。墓地に関しては宗教的感情上及び公衆衛生上の理由から住宅等からの距離要件等を規定されている。寺院・市民双方の総意による場合に限り、この要件を緩和する。 ・改正の内容…第15条（墓地の環境基準）の（2）に、「ただし、埋葬に係る墳墓の所在する墓地にあっては墓地までの距離が100メートル未満その他の墓地にあっては当該距離が50メートル未満の範囲内に存する全ての住宅等の所有者及び当該住宅等の存する土地の所有者から同意書が提出された場合は、この限りではない。」を追記する。 <p>各委員からの論点表については資料4にまとめており、市の考え方をまとめたものも添付している。</p> <p>資料3は空き墓地の調査結果になる。20,959か所の墓地数のうち空き墓地は3,382か所であり、16%の空き状況である。</p>
新保会長	事務局から説明があったが、意見や質問はあるか。

新保会長	パブリックコメントも行うかと思うので、スケジュール表を作成し添付するように。
事務局	作成し、メールで送付する。
新保会長	答申案について承認を得なくてはならないのでは。
事務局	そうである。
和田（登）	答申案の「建設にあたっては周辺的生活環境」に「自然環境の配慮」も入れた方が良いのでは。
事務局	「自然環境の配慮」を入れることについては問題ないかと思うが、会長のご意見を伺いたい。
新保会長	15条自体が墓地の環境基準等となっており、環境を全部ひっくるめている意味だと思う。答申案に具体的な改正内容は入れないのか。
事務局	答申案には入れない。
新保会長	改正することが妥当であるかという答申で良いか。
事務局	審議会総意として妥当であるかを検討していただきたい。
新保会長	パブリックコメントの際には、どのように行うのか。
事務局	パブリックコメントの際には、改正前と改正後（案）の条文もつけて行う。
佐藤委員	自然環境の文言は入れるのか。生活は暮らす空間であり、自然は生き物が暮らす空間である、両方の空間が重なる空間もある。意味としては別々のものである。環境審議会として、自然環境も入れて答申する必要がある。
高橋委員	生活環境と自然環境を分けないで、ここの部分を周辺環境の配慮ということでも良いのではと思う。その方が全体を含めておりニュアンスも伝わるのではと思う。
大島部長	今回改正の15条（2）については、近くに住宅があるかどうかという内容であり生活環境に係った条文である。15条（1）が自然環境に係った条文である。条例前提の背景としては、先ほどご意見のあった周辺環境と入れることが一番広くカバーできるかと思う。
井上委員	答申案の「改正を行うことは、必要であり、妥当である

	と考えます」の部分をやむを得ないというような表現の方が良いと思う。市民感覚としては、墓地は近くでない方が良いので、環境審議会で妥当で当然必要という判断がされたと思われる可能性も考えるとやむを得ないという表現の方が良いかと思う。妥当と書くと積極的に認めている内容になるのでは。
新保会長	市長からの諮問では改正にあたり憂慮すべき事項が意見を求めますという内容である。
大島部長	条例改正の初動のきっかけが、寺院があってその周りに檀家があり寺院・檀家ともに墓地の拡張に同意をしているが条例があり出来ないということがあった。やむを得ないという表現が立場の違う人を見ると感情に触れる部分があるのではないのかと思う。前段に周辺的生活環境への配慮した上でという前提があるので妥当という表現で良いのかと思う。
今井委員	何も環境に関係のない場所であれば特に問題ないのであるが、環境審議会として環境に問題があるようなことがあってはいけない。デメリットはないということであるが、自然環境にもしかすると問題がでるかもしれないわけで、環境が悪くなるようなことは認められないけど配慮すれば妥当であると考えられる立場であると思う。
事務局	全体を整理すると周辺環境と修正する。
新保会長	答申案の「必要であり、妥当である」のところは「必要である」に修正したらどうか。妥当かどうかはケースバイケースであると思う。
大島部長	「妥当である」のみとした方が少し引いた感じになるかと思う。
井上委員	「やむを得ない」という表現にすることに不便なことがあるのか。
事務局	条例改正する際にメリットはありデメリットはないという事で、「必要であり、妥当である」という表現にしている。

	法規担当とも協議し、メリットはあってデメリットはないということを確認している。
新保会長	市長からの諮問は改正すべき事項があればそれを書くということと、改正にあたって留意すべき事項があれば意見を求めるということ、それを評価するというではない。 諮問の範囲で答申を出すべきであり、余計なことは書かないのでやむを得ないという表現は必要ない。
大島部長	両方の意見に道理があるかと思う。先般、おこなった指定袋の事例を考えると、市長から諮問があって答申案について了承しますという記載である。了承するという記載に変更することでどうか。
新保会長	「改正を行うことを了承する」に変更することで、諮問の範囲内の話となるので良い。 変更するということがよろしいか。
大島部長	変更し体裁を整えて、会長・副会長に確認していただき、承諾をえたい。
新保会長	「周辺の生活環境」の記述はどうするか。
大島部長	周辺環境と修正する。
新保会長	修正を踏まえて、審議会でご承認いただけるということによろしいか。 議案（ウ）のその他についてお願いします。
事務局	今後の経過については、資料等含めてメールでお知らせする。市長への答申は10月21日（水）14時から市長室で行う。
新保会長	同席を希望の方は事務局に申し出るように。
新保会長	本日の議事は終了したので本日の審議会は以上とする。
閉会	